

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	利用者情報を記録するICT機器等の整備補助事業
補 助 事 業 の 目 的	訪問看護ステーションにおいて、ICT機器等の導入経費を補助することにより、訪問看護サービスにおける日々の入力業務の大幅な削減やリアルタイムでの情報入力など業務の効率化等を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	ICT機器等を導入する兵庫県内の訪問看護ステーション。 ただし、在宅介護事業所業務効率化事業の申請者は除く。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	ICT機器等の導入のために必要な経費
補 助 率	3/4
補 助 金 の 額	<p>1 「補助基準額」と「総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額」と「対象経費の実支出額」とを比較して最も少ない額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額に補助率(3/4)を乗じて得た額を交付額とする。 (1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>【補助基準額】 1事業所あたり500千円</p>
適 用 除 外 す る 条 項	第22条第2項
そ の 他 の 事 項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 利用者情報を記録するICT機器等の整備補助金所要額調書 及び事業計画書(様式1)
	(指定期日) 別途通知する。
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 配分された補助対象経費相互間における少ない方の額の20%以内の変 更
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合
	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じるものとする。
	(指定期日) 必要の生じた日から20日以内。 ただし、当該年度3月31日を限度とする。
第 1 1 条	(添付書類) 利用者情報を記録するICT機器等の整備補助金精算調書 及び事業実績報告書(様式2)
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間) 平成 20 年厚生労働省告示第 384 号「補助事業等により取得し、 又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。